

(仮称) 島根県浜田市風力発電事業環境影響評価準備書
に対する浜田市長意見について

本事業は、合同会社 NWE-12 インベストメント（以下「事業者」という。）が、島根県浜田市長見町、鍋石町及び弥栄町において、最大で総出力約 50,000kW、基数にして 8 基の風力発電所を設置するものである。

本事業は、中国山地の恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策及びカーボンニュートラル推進のために、また再生可能エネルギー普及の観点から望ましいものである。

しかしながら、再生可能エネルギー普及を推進していく上では、本事業に対する住民理解と「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」への適合を前提として、以下に意見を述べる。

1 総論

準備書による環境影響評価の調査結果では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものでないと評価されている。

また、方法書以降において住民意見を取入れた計画変更が行われていることを認める。

しかしながら、近年頻発する台風、豪雨等についても、過去の災害状況や最新の知見に基づいた調査・予測等を継続することや、本事業を進めるに当たっては、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、今後も引き続き丁寧な対話を重ね住民不安の払拭に努めることが必要である。

なお、本事業は、「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の適合報告書の内容について、設備設置可能場所項目にかかる住民からの承諾書提出及び地元自治会との協定書締結予定があることにより、適合していると認められている。

2 各論

(1) 大気質、騒音、振動及び超低周波音について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただし、隣接する住宅等については事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、十分対策をとり適切な環境保全措置を講じること。特に、設備の全高の 4 倍以上の距離を離れていない住宅については、施設稼働後の事後調査を実施し、調査結果によっては個々の状況確認及び追加的な環境保全措置を実施すること。また、工事を行う際には騒音レベルの増加の大きい沿道の住民に対し事前に十分な説明を行うこと。

(2) 水質、風車の影、地形及び地質について

評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。

残土処理については新たな盛土規制法に基づく適正な手続きを踏まえ、造成等の施工に伴う水の濁りの影響を低減するよう、十分に安全性を考慮した措置を講じること。また、水の濁りの予想式については、現地で検証し評価書に反映すること。

(3) 動物、植物及び生態系について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。しかしながら、当該地域での生息が確認されたクマタカ等鳥類の保全にも十分配慮し、また、絶滅危惧 IB 類のミゾゴイの餌場が喪失しないように、更なる効果的な環境保全措置を講じること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等について

調査結果を基に環境保全措置を講じ、特に景観については方法書の計画から住民に配慮した風車の基数削減や配置の変更が行われており、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。引き続き様々な観点からの調査や検討を行い、十分な配慮を講じること。

(5) その他、累積的な影響について

準備書の評価においては、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。しかしながら、予測範囲外のことや周辺施設との累積的影響も起こりうることから、最新の情報及び専門的知見に基づいて累積的影響評価をすること。また、事後調査も含め稼働後の環境影響については、細心の注意を払いつつ適切な対応を講じるとともに、今後も住民との対話を通じて、安全安心の確保にも努めること。

以上